

甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱

平成20年4月1日

告示 号

改正 平成20年12月19日告示第102号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民のアスベストによる被害を未然に防止するため、既存建築物のアスベスト改修事業を実施する民間事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、甲州市補助金交付規則（平成17年甲州市規則第49号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 吹付けアスベスト等

吹付けアスベスト及び吹付けロックウールでその含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。

(2) 補助対象建築物

本市の区域内に存する建築物（第4条第1項第2号に係るものにあつては、多数の者が利用する建築物）の（多数の者が共同で利用する部分に限る。（付属する電気室、機械室等を含む。））をいう。ただし、除却する予定なものを除く。

(3) 敷地

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する民間の者とする。

(1) 補助対象建築物の所有者等

(2) 市税を滞納していない者

(補助金の対象事業)

第4条 この補助金の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物に係る次に掲げる事業とする。ただし、既にこの要綱により補助金の交付を受けている事業又は国若しくは地方公共団体からこの要綱と同様の補助金の交付を受けている事業は除く。

(1) 調査事業 吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査

(2) 除去等事業 露出して施工されている吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み

2 この補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付の決定)

第5条 この補助金を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に別記様式第1号による補助金交付申請書に係る書類を添付して、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、別記様式第2号による補助金交付決定通知書により補助金の交付を決定したことを申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査により補助金を交付すべきでないと認めたときは、別記様式第3号による補助金不交付通知書により補助金を交付しないことを申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更、中止又は廃止)

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を変更（軽微なものを除く。）、中止又は廃止をするときは、速やか別記様式第4号による変更、中止又は廃止の承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、別記様式第5号による変更、中止又は廃止の承認通知書により変更、中止又は廃止を承認したことを当該補助事業者に通ずるものとする。

(完了期日の変更の報告)

第7条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やか別紙様式第6号による完了期日変更報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は第6条第2項に規定する廃止の承認を受けたときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに別記様式第7号による実績報告書に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による完了報告書を受理したときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第8号による補助金の額の確定通知書により当該補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知書を受けた場合、別記様式第9号による補助金交付請求書を補助対象事業が完了した日の属する年度の3月20日までに提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件に反したとき。
- (3) この要綱又は補助対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。

2 前項の取り消しは、別記様式第10号による補助金交付決定取消通知書により行う。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、別記様式第11号による補助金返還命令書により行う。

(立入り検査等)

第13条 市長は、この補助金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に補助対象建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な措置をとることを命じるものとする。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

(実施要領)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月19日告示第102号)

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
調査事業	補助対象建築物が存する敷地における調査事業に要する費用を合計した額	補助対象経費の10分の10以内の額。（25万円を限度とする。）
除去等事業	補助対象建築物が存する敷地における除去等事業に要する費用を合計した額	補助対象経費の3分の2以内の額。（400万円を限度とする。）

甲 州 市 長 様

申請者 住所
氏名
(法人の場合は担当者名)
電話番号

甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請書

甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金の交付を受けたいので、甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

なお、補助金対象建築物の所在及び所有関係を確認するため市が住民基本台帳、固定資産課税台帳等について照合を行うことに同意します。

1 事業の内容

2 事業の着手予定年月日

年 月 日

3 事業の完了予定年月日

年 月 日

4 補助対象建築物の棟数

棟

5 調査事業又は除去等事業の対象面積

概ね m²

6 交付申請額

円

7 交付申請額の算出方法等

補助対象経費の額	A	円
補助基本額	$B = A \times 10 / 10$	円
補助限度額	C 調査事業の場合	円
	除去等事業の場合	円
交付申請額 (B 又は C のいずれか少ない額)		円

(注) 1 には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

8 補助対象建築物の概要 (1 棟毎に記入して下さい。)

棟番号 ()

名称					
所在地					
用途					
構造・規模	構造				造
	階数	地上	階	地下	階
	延べ面積				m ²
調査事業又は除去等事業を行う場所 (室名等)					
調査事業又は除去等事業の対象面積	概ね			m ²	

(注) 補助対象建築物の棟数が2棟以上の場合は、コピーして記入し、添付して下さい。

9 添付書類

- (1) 位置図 (補助対象建築物の敷地の位置がわかるもの)
- (2) 配置図 (補助対象建築物の位置がわかるもの)
- (3) 平面図 (調査事業又は除去等事業を行う場所がわかるもの)
- (4) 現況写真 (補助対象建築物外観、調査事業又は除去等事業を行う場所、同所の吹付けアスベストの状況が判断できるもの)
- (5) 吹付けアスベスト等の存在を証明する調査結果報告書の写し (除去等事業の場合)
- (6) 調査仕様又は工事仕様のわかる書類及び見積書
- (7) 市税納税証明書
- (8) 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本
- (9) 区分所有者の団体又は管理者の場合は、組合規約及び当該申請に係る議事録
- (10) その他市長が必要と認める書類

申請者
住 所
氏 名

甲州市長 印

甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので、甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

- 1 事業の内容
- 2 交付決定額
- 3 補助対象建築物の名称
- 4 補助対象建築物の所在地
- 5 その他の内容
- 6 補助の条件
 - (1) 補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行って下さい。
 - (2) 補助対象事業を変更、中止又は廃止するときは、速やかに市長に申請し、その承認を受けて下さい。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けて下さい。
 - (4) 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じます。
 - ① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
 - ② 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき。
 - ③ 交付決定の内容又は付された条件等に違反したとき。
 - ④ 補助対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。
 - (5) この補助金の執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

甲州市長 印

甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のありました甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金について、次の理由により交付しないことに決定しましたので、甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

補助金を交付しない理由

甲 州 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は担当者名)
電話番号

甲州市アスベスト飛散防止対策事業（変更・中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた甲州市アスベスト飛散防止対策事業を（変更・中止・廃止）したいので、甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

- 1 補助の内容
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 （変更・中止・廃止）する補助対象建築物の名称
- 4 （変更・中止・廃止）する内容及びその理由
- 5 中止の期間及び再開の時期（廃止の時期）
- 6 添付書類（変更の場合）
 - (1) 補助対象事業の概要等（別紙）
 - (2) 補助金交付申請書に添付した書類のうち変更に係わるもの（変更前後の対比がわかるもの）
 - (3) の

(注1) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

(注2) 変更の場合、2, 3及び4は「別紙のとおり」と記入して下さい。

様式第4号別紙

1 補助対象事業の概要

事業の期間	(年	月	日	～	年	月	日)
		年	月	日	～	年	月	日)
補助対象建築物の棟数	(棟)
								棟)
調査事業又は除去等事業の対象面積	(m ²)
								m ²)
交付申請額	(円)
								円)
交付申請額の算出方法等	補助対象経費の額 A	(円)
								円)
	補助基本額 B (B=A×○/○)	(円)
								円)
								円)
	補助限度額 C	調査事業の場合						円)
		除去等事業の場合						円)
	交付申請額(B又はCのいずれか少ない額)	(円)
								円)

(注) 上段に括弧書きで変更前の、下段に変更後の額等を記入して下さい。

2 変更の項目、内容及び理由

補助対象建築物名称	変更項目	変更前	変更後	変更理由

申請者
住所
氏名 様

甲州市長 印

甲州市アスベスト飛散防止対策事業（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました甲州市アスベスト飛散防止対策事業（変更・中止・廃止）の承認申請については、次のとおり承認することにしたので、甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 補助の内容

2 変更交付決定額

円（差し引き増減額 円）

3 承認の内容

4 承認の理由

甲 州 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は担当者名)
電話番号

甲州市アスベスト飛散防止対策事業完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた甲州市アスベスト飛散防止対策事業の完了期日を変更したいので、甲州市アスベスト飛散防止対策事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

1 補助の内容

2 補助対象建築物の所在地

3 交付決定通知に付された事業の完了期日

年 月 日

4 変更すべき事業の完了期日

年 月 日

5 変更の理由

6 添付書類

(1) 工程表

(2) 写真等工事の進捗状況を把握できるもの

(注) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

甲 州 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は担当者名)
電話番号

甲州市アスベスト飛散防止対策事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた甲州市アスベスト飛散防止対策事業が完了したので、甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

1 事業の内容

2 補助対象建築物の所在地

3 補助金の交付決定額及び精算額

補助金の交付決定額 円
補助金の精算額 円

4 精算額の算出方法等

補助対象経費の額 A		円
補助基本額 B	$B=A \times \bigcirc / \bigcirc$	円
補助限度額 C	調査事業の場合	円
	除去等事業の場合	円
精算額 (B 又は C のいずれか少ない額)		円

5 補助対象事業の実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

6 調査事業又は除去等事業の対象面積

m²

7 添付書類

- (1) 補助金交付決定通知書及び変更承認通知書（変更がある場合）の写し
- (2) 調査結果報告書の写し（調査事業の場合）
- (3) 主任技術者及び石綿作業主任者の署名の入った工事結果報告書（除去等事業の場合）
（別紙）
- (4) 事業実施写真（工事着手前及び完了後の状況が対比してわかるもの。調査事業にあつては分析標本の採取中のもの。）
- (5) 工事契約書（除去等事業の場合）及び領収書の写し
- (6) 大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法又は石綿障害予防規則に基づき必要に応じて提出した届出書の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
- (8)

(注) 1 には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

工事結果報告書

次の建築物については、記載の内容のとおり、関係法定等に基づきアスベスト飛散防止工事を適正に行ったことを証します。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 工事の内容
- 4 法令等の規定により提出した届出等
- 5 施工時に適用した基準等

年 月 日

報告書 住 所

施工業者氏名 印

主任技術者氏名 印

石綿作業主任者氏名 印

(下請負の場合は会社名)

(注1) 3には、除去、封じ込め又は囲い込みの別を記入して下さい。

(注2) 4には、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃棄物処理法」）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（「建設リサイクル法」）、石綿障害予防規則の規定により行った届出等の根拠条項を記入して下さい。

例：〇〇届（〇〇法第〇条〇項）

(注3) 5には、上記法令等及び建築基準法の規定を踏まえて作成された基準等であって、この工事の施工で適用したものを記入して下さい。

例：既存建築物の吹付けアスベスト粉塵飛散防止処理技術指針（2006）

申請者
住 所
氏 名 様

甲州市長 印

甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました甲州市アスベスト飛散防止対策事業については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 事業の内容

2 補助対象建築物の所在地

3 補助金の確定額

補助金の確定額	円
補助対象事業費	円

4 その他

年 月 日までに補助金の交付請求書を提出して下さい。

甲 州 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
(法人の場合は担当者名)
電話番号

甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定を受けた甲州市アスベスト飛散防止対策事業について、甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり補助金を請求します。

1 事業の内容

2 補助対象建築物の所在地

3 支払請求額

円

4 支払方法 振込先

金融機関名	貯金種別	口座番号	フリガナ 口座名義人
	普通・当座		

5 添付書類

(1) 補助金の額の確定通知書の写し

(注) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

(注) 記入機関名は本店本支店名まで記入して下さい。

(注) 貯金種別は該当するものを○で囲んで下さい。

申請者
住 所
氏 名 様

甲州市長 印

甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金については、次の理由により（全部又は一部）の補助金を取消すこととしましたので、甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

1 事業の内容

2 補助対象建築物の所在地

3 補助金取消額

円

4 取消しの理由

申請者
住 所
氏 名 様

甲州市長 印

甲州市アスベスト飛散防止対策事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号でその（全部又は一部）を取消した甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金については、甲州市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により次のとおり補助金の返還を命じます。

1 事業の内容

2 補助対象建築物の所在地

3 返還金額

円

4 返還期日

年 月 日